

千葉市食のブランド「千」認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市（以下「市」という。）が誇る市産品・サービス（以下「市産品等」という。）の認知度向上と高付加価値化、さらには市内産業の活性化・競争力強化を図るため、市長が「千葉市食のブランド『千』」として認定するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「認定」とは、事業者等から申請のあった市産品等について認定審査委員会において審査を行い、その結果、一定の基準（以下「認定基準」という。）に適合するものについて、「千葉市食のブランド『千』」として認めることをいう。

(認定の対象)

第3条 認定の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 千葉市産農林水産物
- (2) 千葉県産農林水産物を原材料とする加工食品
- (3) 千葉市産農林水産物又は千葉県産農林水産物を原材料とする加工食品を活用した食関連サービス

(申請者の資格)

第4条 認定を申請する資格のある者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 生産、製造、開発・加工の拠点が千葉市内にある者、又は前条第3号の場合、サービスの提供拠点が千葉市内にある者
- (2) 申請する市産品等の取り扱いに必要な許可、免許、登録、届出等を取得している者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 千葉市暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第36号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (5) 法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められないこと

(認定基準)

第5条 申請された市産品等（以下「申請品」という。）を認定するにあたり、その認定基準は、別表のとおりとする。

2 前項の基準は公表するものとする。

(認定の申請)

第6条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉市食のブランド「千」認定申請書（様式第1号）及び千葉市食のブランド「千」認定に係る誓約書（様式第2号）に必要書類等を添えて、市長が指定する日までに提出するものとする。

(資格審査)

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請が第3条及び第4条の要件を満たすかどうかについて資格審査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による資格審査で要件を満たすと判断されたものについて、次条に規定する認定の審査を行うこととする。

3 市長は、前項に規定による資格審査で要件を満たさないと判断されたものについては、次条に規定する認定の審査の対象外とすることとする。

4 前項の規定により認定の審査の対象外とした申請については、その旨がわかるよう書面により通知することとする。

(認定の審査)

第8条 市長は、第6条に規定する申請があったとき、当該申請が第3条及び第4条の要件を満たすと判断したものについて、認定審査委員会を開催し、第5条の認定基準に則り、審査を行う。

2 認定審査委員会の設置その他審査に必要な事項は、別に定める。

(認定の決定)

第9条 市長は、前条の規定による審査の結果、認定基準に適合すると認められたものについて、認定することができる。

2 市長は、申請品を「千葉市食のブランド『千』」として認定したときは、当該申請者に対し、認定結果を千葉市食のブランド「千」認定結果通知書（様式第3号）により通知し、千葉市食のブランド「千」認定証（様式第4号）を交付するとともに、認定された市産品等（以下「認定品」という）。を、市のホームページ等により公表することとする。

3 市長は、認定基準に適合しないと認められたときは、千葉市食のブランド「千」審査結果通知書（様式第5号）により、理由を付してその旨を当該申請者に通知する。

(「千葉市食のブランド『千』」マークの表示)

第10条 認定品は、その包装や広告等に「千葉市食のブランド『千』」マークを表示することができる。

- 2 「千葉市食のブランド『千』」マークのデザイン、取扱基準については、別に定める。

(認定の有効期間)

第11条 第9条第1項の規定による認定の有効期間は、認定日から3年間を経過した日の属する年度の3月31日とする。

(再認定の審査・決定)

第12条 前条の規定による有効期間の満了後に、再度認定を受けようとする者は、有効期限の3か月前までに、千葉市食のブランド「千」再認定申請書(様式第6号)を提出し、申請するものとする。

- 2 市長は、前項で規定する申請があったとき、第8条及び第9条の規定を準用し、審査した上で、その結果を通知する。再認定された申請者には、千葉市食のブランド「千」再認定通知書(様式第7号)により通知する。
- 3 再認定の有効期間については、第11条を準用する。

(認定内容の変更)

第13条 認定品について、次の各号の内容を変更するときは、市長あてに千葉市食のブランド「千」認定事項変更届書(様式第8号)を提出し、承認を得なければならない。

- (1) 法人においては、法人名・団体名・屋号、又は住所を変更したとき。個人においては、氏名又は住所を変更したとき
- (2) 認定品の名称を変更しようとするとき
- (3) 認定品の生産、販売又はサービスの提供を1年以上休止又は廃止しようとするとき
- (4) 認定品の規格・形状・原材料の構成、又は包装・容器等に係るデザインを大幅に変更するとき

(調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、当該事業者の同意を得たうえで、認定品の調査を行うことができる。

- 2 調査は、次の各号の方法により実施するものとする。
 - (1) 認定品の生産、製造又は販売の場所への立ち入り調査
 - (2) 認定品の成分及び品質、一括表示等に係る調査

(認定の取消)

第15条 市長は、認定品又は認定を受けた事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じて認定審査委員会の意見を聴取した上で、第9条に規定する認定を取

り消すことができる。

- (1) 認定を受ける資格を欠くに至ったとき
 - (2) 第5条の認定基準に適合しなくなったと認められるとき
 - (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき
 - (4) 「千葉市食のブランド」の運用に重大な支障を来す行為があったとき
 - (5) 認定を受けた事業者等が、自己都合により認定の取り消しを求めるとき
 - (6) その他認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき
- 2 市長は、認定を取り消すこととしたときは、認定を受けた事業者等に「千葉市食のブランド」認定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（認定を受けた者の責務）

第16条 認定を受けた事業者等は、第6条に規定する誓約書のとおり、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 千葉市食のブランド「千」認定要綱を遵守する。
- (2) 認定基準を守り、認定品の品質又は技術の維持・向上に努める。
- (3) 千葉市食のブランド「千」の広報活動への積極的な協力及び認定品の販売促進活動に努める。
- (4) 認定品について、市の承認を得ずに第三者へ権利を譲渡しない。
- (5) 認定期間における各年度の実績について、千葉市食のブランド「千」販売実績報告書（様式第10号）及び参考資料を翌年度の5月末日までに市長あてに提出する。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月3日から施行する。

別表（認定基準）

項目	内容
地域特性	(1) 千葉市の地域特性（歴史・風土・文化・環境・原材料等）を活かしたものであること。
独自性・優位性	(1) 生産・製造技術、原材料、利用資材、サービスの提供方法等において、生産者・事業者のこだわりが認められるものであること。 (2) 品質、食味、機能や価値等の面で、他類似品・サービスとの差別化が図られていること。
信頼性・安全性	(1) 衛生管理など安全性を高める生産・加工を実施していること。 (2) 適正な表示がなされていること。
持続可能性	(1) 商品・サービスを通じた取り組みがSDGs（持続可能な開発目標）の目標達成の観点を取り入れ、環境や社会の持続可能性に貢献していること。 (2) 商品・サービスを将来にわたり持続的に提供・拡大できる体制を整えている、又はその予定がある。ただし、季節限定品等については、その供給時期において、体制を整えている、又はその予定があること。
地域への貢献度	(1) 千葉市のイメージ向上・郷土愛の創出へ寄与するものであること。 (2) 地域における社会課題に対応した取り組みを行っていること。 (3) 地域経済に貢献する取り組みを行っていること。

様式第1号（第6条関係）

千葉市食のブランド「千」認定申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 住所（所在地）
 商号又は名称
 代表者職氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
 法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

(連絡先電話番号) (担当)

(連絡先電子メールアドレス)
 _____@_____

千葉市食のブランド「千」認定要綱第6条の規定に基づき、次の関係書類を添えて申請します。

また、同要綱第4条第1項第3号に基づく認定対象者の要件を審査するため、千葉市が、当社（個人事業主の場合はその個人）の市税に関する課税・納税情報の提供を受けることに同意します。

記

■申請品について

申請品の名称	
申請区分	ア 千葉市産農林水産物 イ 千葉県産農林水産物を原材料とする加工食品 ウ ア又はイを活用した食関連サービス
申請品の詳細	
原材料 (市内生産の農林水産物は上段のみ記載)	・千葉市産又は千葉県産農林水産物 ()

生産・製造等の拠点の所在地 (千葉市内)	〒
標準小売価格	1 単位当たり 円 (税抜き) (単位:)
内 容 量	
賞味期限 (加工食品のみ)	
保存方法 (加工食品のみ)	常 温 ・ 冷 蔵 ・ 冷 凍
生産・製造能力	単位/月
販売・提供開始時期	年 月～
年間売上金額	円
出荷 (販売) 可能時期	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定 (月～ 月) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に:)
一括表示 (加工食品のみ)	【一括表示ラベル貼付】
現在の主な販売先	
申請品の特長 (認定基準に沿って記載) ※欄が足りない場合は別紙でも可 ※認証等を取得している場合は記載し、それを証明するものを添付すること	
地域特性	

独自性・優位性	
信頼性・安全性	
持続可能性	
地域への貢献度	
その他 特にアピールしたい こと	

■申請者

区 分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人		
法人名・団体名・屋号			
代表者名			
住所	〒		
設立年月日			
資本金	千円	従業員数	名

事業内容			
URL			
電話		FAX	
E-mail			
担当者	部署名		役職・氏名

【添付書類】

- 申請者の概要がわかる資料（会社案内、事業概要等）
- （法人の場合）定款及び登記事項証明書の写し、役員名簿
（個人の場合）住民票記載事項証明書
- 生産、製造、開発・加工又はサービスの提供拠点が市内にあることを示す資料
- 申請品の写真、商品・サービスの詳細を説明する資料
- 申請品の取り扱いに必要な許可、免許、登録、届出等の写し

様式第2号（第6条関係）

千葉市食のブランド「千」認定に係る誓約書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住所（所在地）
商号又は名称
代表者職氏名（※）

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市食のブランド「千」の認定を受けるにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 千葉市食のブランド「千」認定要綱を遵守する。
- 2 認定基準を守り、申請品の品質又は技術の維持・向上に努める。
- 3 千葉市食のブランド「千」の広報活動への積極的な協力及び申請品の販売促進活動に努める。
- 4 申請品について、市の承認を得ずに第三者へ権利を譲渡しない。
- 5 実績の報告等の市への情報提供及び調査に協力する。

様式第3号（第9条関係）

千経農第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市食のブランド「千」認定結果通知書

年 月 日付千葉市食のブランド「千」認定申請書にて申請のあった件について、千葉市食のブランド「千」認定要綱第5条第1項の認定基準に適合すると認められるため、同要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり千葉市食のブランド「千」として認定します。

記

- 1 認定を決定した市産品等の名称
- 2 認定番号
- 3 認定日 年 月 日
- 4 認定の有効期間 年 月 日まで

様式第4号（第9条関係）

千葉市
食のブランド

千
sen

認定証

認定品名:○○○○○○○
認定番号 ○○○○

所在地:千葉県千葉市○○○○○
事業者名:○○○○○
代表者名:○○○○殿

千葉市食のブランド「千」認定要綱に基づき、
上記を千葉市食のブランド「千」として認定します。

認定期間 令和〇年〇月〇日～
令和〇年3月31日

令和〇年〇月〇日

千葉市長 神谷俊一

千葉市
CHIBA CITY

様式第5号（第9条関係）

千経農第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市食のブランド「千」審査結果通知書

年 月 日付千葉市食のブランド「千」認定申請書にて申請のあった件について、千葉市食のブランド「千」認定要綱第5条第1項の認定基準に不適合となったため、第9条第3項の規定により、下記のとおり結果を通知します。

記

- 1 申請された市産品等の名称
- 2 不適合となった理由

様式第6号（第12条関係）

千葉市食のブランド「千」再認定申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 住所（所在地）
 商号又は名称
 代表者職氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
 法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

(連絡先電話番号) (担当)

 (連絡先電子メールアドレス)
 _____@_____

千葉市食のブランド「千」認定要綱第12条第1項の規定に基づき、次の関係書類を添えて申請します。

記

■申請品

認定内容に変更はありません。

認定品の名称	
認定番号	
認定期間	

■申請者

区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
法人名・団体名・屋号	
代表者名	

住所	〒		
設立年月日			
資本金	千円	従業員数	名
事業内容			
URL			
電話		FAX	
E-mail			
担当者	部署名		役職・氏名

【添付資料】

- 直近2年分の販売等実績報告書の写し
 その他認定品の販売状況等がわかる写真など

様式第7号（第12条関係）

千経農第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市食のブランド「千」再認定結果通知書

年 月 日付千葉市食のブランド「千」再認定申請書にて申請のあった件について、千葉市食のブランド「千」認定要綱第5条第1項の認定基準に適合すると認められるため、同要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり千葉市食のブランド「千」として再認定します。

記

- 1 再認定を決定した市産品等の名称
- 2 認定番号（当初認定の番号と同じ）
- 3 再認定日 年 月 日
- 4 再認定の有効期間 年 月 日まで
- 5 認定更新回数 回目

様式第8号（第13条関係）

千葉県食のブランド「千」認定事項変更届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

(連絡先電話番号) (担当)

(連絡先電子メールアドレス)

@

千葉県食のブランド「千」認定要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1 申請品

認定品の名称	
認定番号	
認定期間	

2 変更内容

変更事項 ※いずれかに☑をい れてください。	<input type="checkbox"/> (法人) 法人名・団体名・屋号、又は住所の変更 (個人) 氏名又は住所の変更 <input type="checkbox"/> 認定品の名称の変更 <input type="checkbox"/> 認定品の生産、販売若しくはサービスの提供の1年以上の 休止又は廃止。 <input type="checkbox"/> 認定を受けた市産品等の規格・形状・原材料の構成、又は 包装・容器等に係るデザインを大幅に変更するとき。
------------------------------	---

変更となった内容	新	
	旧	
変更の理由		

様式第9号（第15条関係）

千経農第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市食のブランド「千」認定取消通知書

年 月 日付け 千経農第 号により通知した認定品について、千葉市食のブランド「千」認定要綱第15条第1項に規定する下記事由に該当するため、同要綱第15条第2項の規定により認定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 認定品の名称
- 2 認定取消事由

様式第10号（第16条関係）

千葉県食のブランド「千」販売実績報告書

年 月 日

（あて先）千葉県長

住所（所在地）
_____商号又は名称
_____代表者職氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

(連絡先電話番号) (担当)
_____(連絡先電子メールアドレス)

@

千葉県食のブランド「千」認定要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

認定品の名称	
認定番号	
認定品の年間販売量	(目標対比 %) (前年対比 %) ※年度目標 個
認定品の年間販売額	(目標対比 %) (前年対比 %) ※年度目標 円
認定品の販売・取扱先数	直営 () 店、卸先 () 店 催事・イベント等 () 箇所 ※認定後に増加した販売・取り扱い先数 () 店

主な取引先・取扱店舗	
情報発信・販促の取組・実績等	
認定基準に対する取組状況	<p>【地域特性】</p> <p>【独自性・優位性】</p> <p>【信頼性・安全性】</p> <p>【持続可能性】</p> <p>【地域への貢献度】</p> <p>【その他】</p>
認定品に関する1年間の振り返り・気づき等	<p>【売上・販売に関すること】</p> <p>【情報発信・販促に関すること】</p> <p>【顧客（取引先・消費者）からの反応】</p> <p>【千葉県「食のブランド」に関すること】</p>
次年度に向けた目標・取り組み事項	
備考	

※認定初年度においては、認定日から当該年度末までの状況を報告すること。